

○草加市史編さん委員会条例

昭和54年3月27日

条例第5号

改正 昭和57年6月28日条例第15号

平成11年12月22日条例第27号

(設置)

第1条 市史編さん事業を推進するため、草加市史編さん委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(平11条例27・全改)

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 市史編さんの総合計画に関すること。
- (2) 市史の刊行に関すること。

(平11条例27・旧第3条繰上・一部改正)

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市文化財保護審議会委員
- (2) 文化財調査委員
- (3) 知識経験者

(平11条例27・旧第4条繰上・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1号及び第2号に規定する委員は、その職を離れたときは、委員の職を失う。

(平11条例27・旧第5条繰上・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会の会務を掌理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平 1 1 条例 2 7 ・旧第 6 条繰上)

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平 1 1 条例 2 7 ・旧第 7 条繰上・一部改正)

(関係者の出席)

第 7 条 委員会は、所掌事項に関し必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(平 1 1 条例 2 7 ・旧第 8 条繰上・全改)

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(平 1 1 条例 2 7 ・旧第 9 条繰上・一部改正)

附 則

この条例は、昭和 5 4 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 5 7 年条例第 1 5 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和 5 7 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 1 年条例第 2 7 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 1 2 年 4 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる規定は、任期満了により施行日以後に委嘱され、又は任命される委員から適用する。

(1) 及び (2) 略

(3) 第 6 条の規定による改正後の草加市史編さん委員会条例の規定